

住居確保給付金について

1. 内 容

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給します。

単身世帯…32,200 円

2 人世帯…39,000 円

3 人～5 人世帯…41,800 円

支給期間：3 ヶ月（一定の条件により 3 ヶ月ごとの延長及び再延長が可能。最大 9 ヶ月。）

支給方法：大家等へ市役所が直接納付します。

2. 要 件

- ①離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又は住居喪失のおそれがある。
- ②申請日において、65 歳未満であって、かつ、離職から 2 年以内である。
- ③離職前に、主たる生計維持者であった。
（申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）
- ④申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入が基準額以下である。
（収入には、公的給付を含む）
- ⑤申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預金の合計額が基準額以下である。
- ⑥ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑦国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付）及び地方自治体を実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

3. 受給中の義務

支給対象の方は、支給期間中、常用就職に向けた以下の就職活動を行っていただく必要があります。

- ①毎月 2 回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。
- ②毎月 4 回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受けること。
- ③原則週 1 回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けること。

※住居確保給付金の申請には、自立相談支援事業の利用が必要です。

お問合せ先 大垣市社会福祉協議会 大垣市生活支援相談センター
〒503-0922 大垣市馬場町 124（大垣市総合福祉会館 2 階）
TEL：0584-75-0014
FAX：0584-71-7533
E-mail：info@ogakishakyo.or.jp